

令和5年執行予定 岩内町長・岩内町議会議員選挙

公費負担制度（選挙公営）の手引き

岩内町選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、令和5年執行予定の岩内町長選挙・岩内町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスター作成に係る公費負担を受ける場合の候補者と契約の相手方等が行わなければならない手続き等について記述したものです。

目次

第1章 公費負担制度の概要

1 公費負担制度とは.....	3
2 公費負担の種類.....	3
3 対象となる候補者.....	3
4 公費負担の対象と限度額.....	2
5 諸手続.....	5

第2章 公費負担の手続

1 選挙運動用自動車（ハイヤー・タクシー）.....	10
2-1 選挙運動用自動車の借入（ハイヤー・タクシー以外）.....	12
2-2 選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）.....	14
2-3 選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）.....	16
3 選挙運動用ビラの作成.....	18
4 選挙運動用ポスターの作成.....	20

第3章 選挙運動費用の公費負担制度 Q&A

1 共通事項.....	22
2 自動車の借入れ.....	23
3 燃料の供給.....	25
4 運転手の雇用.....	26
5 選挙運動用ビラの作成.....	26
6 選挙運動用ポスターの作成.....	27

第4章 契約書及び各種様式の記載例

1 契約書【見本】.....	28
----------------	----

第1章 公費負担制度の概要

1 公費負担制度とは

この制度は、候補者の選挙運動に必要な経費の負担を軽減し、立候補の機会均等を図ることを目的に設けられた制度で、町長選挙・町議会議員選挙に関し、候補者と契約業者等との間で交わされた各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、町が各契約業者等に直接その費用を支払いするものです。

2 公費負担の種類

公費負担制度については、町の条例及び公職選挙法で限度額等の基準が定められています。公費負担の対象となるものは、以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

公費負担制度において町が公費負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

【供託物没収点】

- ・町長選挙

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票総数} \times 1/10$$

- ・町議会議員選挙

$$\text{供託物没収点} = \text{有効投票総数} \div \text{議員定数} \times 1/10$$

(参考 前回 平成31年度)

$$\text{供託物没収点} 47.773 = \text{有効投票総数} 7,166 \div \text{議員定数} 15 \times 1/10$$

4 公費負担の対象と限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		内容等	限度額
1. 一般運送契約（ハイヤー等契約）		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日1台に限る）	1日 64,500円 5日分 322,500円 ※運転手、燃料、自動車借入料込み
2. その他の契約（一般運送契約以外） ※必要部分を選んで契約する方式	①自動車の借入れ	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日1台に限る）	1日 16,100円 5日分 80,500円
	②燃料の供給	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	1日 7,700円 5日分 38,500円
	③運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額（同一の日1人に限る）	1日 12,500円 5日分 62,500円

※ 1と2の契約は、どちらか選択となります。

※ 最大で1日あたりの限度額に、告示日から選挙期日の前日までの5日分を公費負担します。

※ 選挙が無投票となった場合は、告示日1日のみが対象になります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

選挙種別	限度枚数	限度額（1枚あたり）
町長選挙	5,000枚	7円73銭
町議会議員選挙	1,600枚	

※ 1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

※ 町選管が交付した証紙を貼った2種類以内の選挙運動用ビラの作成費用のうち、1枚あたりの限度額と限度枚数により算出されるビラ作成費用の限度額の範囲内で公費負担します。

※ 規格等は、長さ29.7cm、幅21.0cm（A4サイズ）以内

※ 頒布の方法は、新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所

【例】町議選挙運動用ビラ1,000枚の作成を20,000円で契約した場合

・1枚あたりの作成単価は、20,000円÷1,000枚=20円になります。

この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が限度額を超えているため、7円73銭×1,000枚=7,730円が公費負担の対象となり、この額を超える分12,270円は候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

内容等	限度枚数	限度額（1枚あたり）
選挙運動用ポスターの作成 （長さ 42 cm、幅 30 cm以内）	ポスター掲示場数×1.2 ※1 未満の端数がある場合には 1 に切り上げます。	（541円31銭×ポスター掲示場数 +50,000円）÷ポスター掲示場数 ※1 円未満の端数がある場合、 その端数は1円とします。

【参考】

令和5年執行予定の岩内町長 選挙・岩内町議会議員選挙の ポスター掲示場数 38か所	38か所×1.2=46枚	（541円31銭×38+50,000円） ÷38=1,858円（1枚あたり）
---	--------------	---

※ 限度枚数とポスター1枚あたりの限度額により算出されるポスター作成費用限度額の範囲内で公費負担します。

【例1】選挙運動用ポスター50枚の作成を60,000円で契約した場合

- ・1枚あたりの作成単価は、60,000円÷50枚=1,200円になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、1,200円×46枚=55,200円が公費負担の対象となります。この額を超える分4,800円は候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター50枚の作成を100,000円で契約した場合

- ・1枚あたりの作成単価は、100,000円÷50枚=2,000円になります。
この場合は、作成単価と作成枚数が上限を超えているため、1,858円×46枚=85,468円が公費負担の対象となります。この額を超える分14,532円は候補者の負担になります。

5 諸手続

(1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- | | |
|--------|---|
| ア 届出先 | 町選挙管理委員会 |
| イ 届出期日 | <u>契約が立候補届出の前</u> の場合…立候補届出日
契約が立候補届出の後の場合…契約締結後 直ちに |
| ウ 添付書類 | 各業者等との契約書の写し |

【留意事項】

- ・「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」には、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- ・契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を生業として行うものに限りません。

(2) 確認申請

下記アについては、(1)の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用のビラの作成 作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用のポスターの作成 作成限度枚数の確認

イ 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、既に確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ 確認書の交付

- ・申請に基づき町選挙管理委員会から交付します。
- ・交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。
- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(3) 使用（作成）証明書の交付

(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担の費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、町が業者等に直接支払います。ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

区 分		必要書類	
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①請求書【様式第7号(その1)】 ②請求内訳書【様式第7号(別紙1)】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第4号(その1)】	
	上記以外の契約による場合	自動車の借入れ	①請求書【様式第7号(その1)】 ②請求内訳書【様式第7号(別紙2の1)】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第4号(その1)】
		燃料代	①請求書【様式第7号(その1)】 給油伝票添付(給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの) ②請求内訳書【様式第7号(別紙2の2)】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第4号(その2)】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号(その1)】
		運転手の報酬	①請求書【様式第7号(その1)】 ②請求内訳書【様式第7号(別紙2の3)】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第4号(その3)】
選挙運動用ビラの作成		①請求書【様式第7号(その2)】 ②請求内訳書【様式第7号(別紙)】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第5号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第3号(その2)】	
選挙運動用ポスターの作成		①請求書【様式第7号(その3)】 ②請求内訳書【様式第7号(別紙)】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第6号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第3号(その3)】	

イ 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は再度提出いただく場合がありますのでご注意ください。

ウ 請求書の提出先

〒045-8555

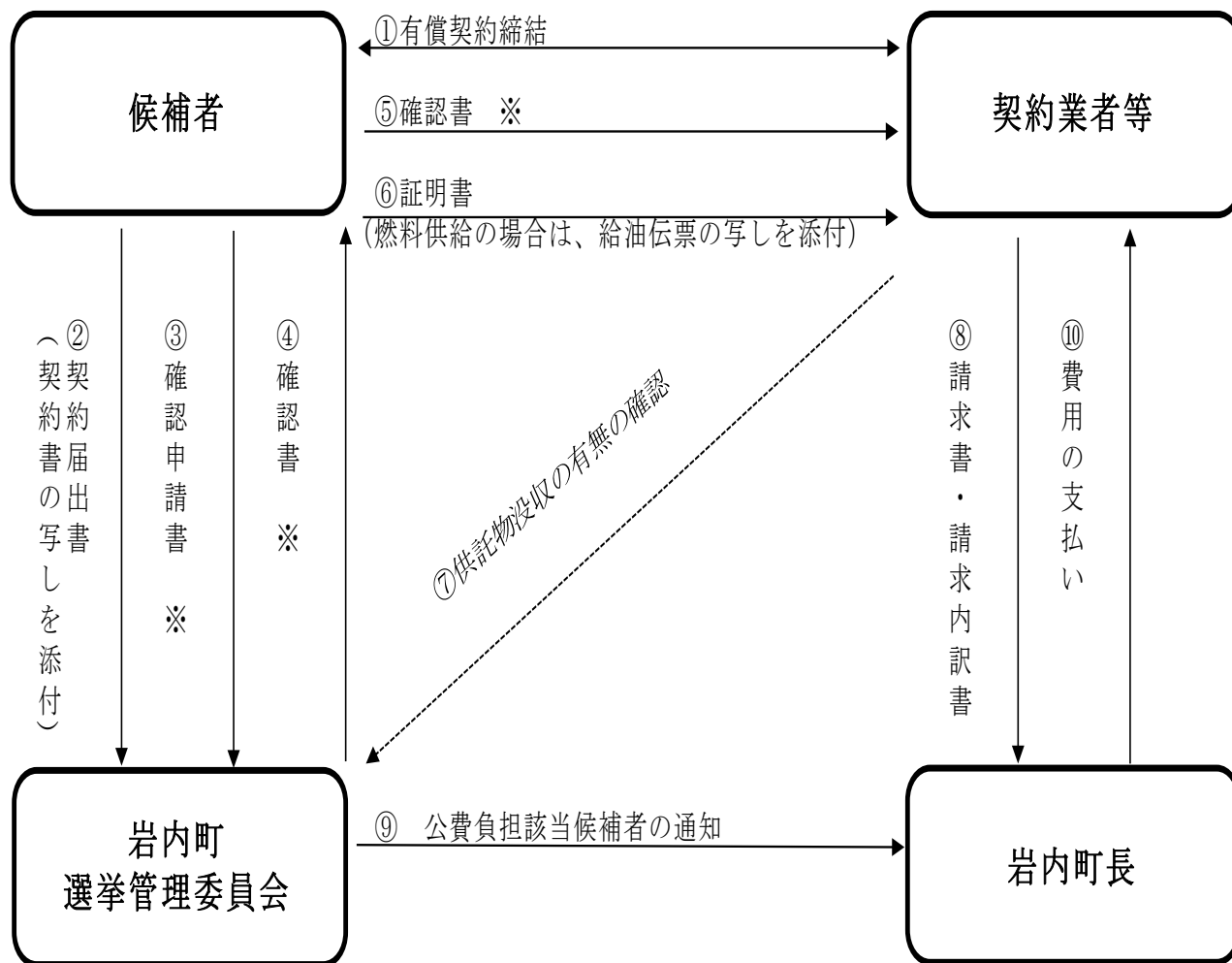
岩内町字高台 134 番地 1

岩内町選挙管理委員会

電話：0135-62-1011

第2章 公費負担の手続き

公費負担手続きのイメージ



注 ※印の手続は、燃料供給契約並びにビラ及びポスター作成契約の場合のみ必要となります。

立候補届出前に

【候補者と契約業者等】

- ①有償契約の締結（契約書） 見本（参考例）

立候補届出時に

【候補者から町選管へ】

- ②契約締結の届出 様式第1号（その1）自動車
様式第1号（その2）ビラ
様式第1号（その3）ポスター
※添付書類 ①の契約書の写し

- ③確認申請 様式第2号（その1）燃料
様式第2号（その2）ビラ
様式第2号（その3）ポスター

【確認後、町選管から候補者へ】

- ④確認書の交付 様式第3号（その1）燃料
様式第3号（その2）ビラ
様式第3号（その3）ポスター

【候補者から契約業者等へ】

- ⑤確認書の提出 ④の確認書の原本

選挙終了後に

【候補者から契約業者等へ】

- ⑥証明書の提出 様式第4号（その1）自動車
様式第4号（その2）燃料
様式第4号（その3）運転手
様式第5号 ビラ
様式第6号 ポスター

【契約業者等から町へ】

- ⑧費用の請求 様式第7号（その1）自動車
請求内訳書 別紙1、2の1・2・3
様式第7号（その2）ビラ、請求内訳書 別紙
様式第7号（その3）ポスター、請求内訳書 別紙
※添付書類 ⑤の確認書（燃料、ビラ、ポスターのみ）、⑥証明書、振込口座通帳の写し（口座番号、振込名義のわかる箇所）、給油伝票の写し（燃料代の場合）

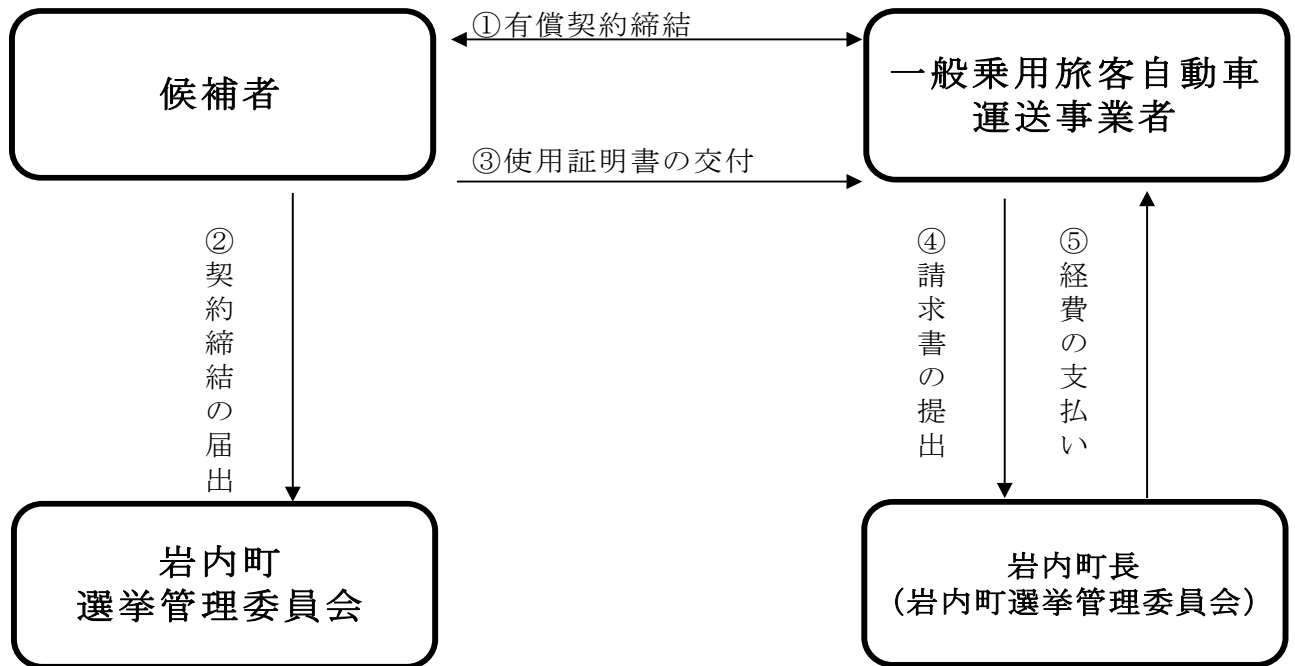
1 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）
 （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し【見本（参考例）】	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号（その1）】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第4号（その1）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号（その1）】	
	請求内訳書 【様式第7号（別紙1）】	

選挙運動用自動車の使用

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約 ※ハイヤー・タクシーの借上げ)



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書 【見本 (参考例)】	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約 届出書【様式第1号 (その1)】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者→運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書 (自 動車)【様式第4号 (その1)】	
④	請求書の提出 (運送事業者→町長)	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書 (選挙運動用自動車の使 用)【様式第7号 (その1)】 ・請求内訳書【様式第7号 (別紙 1)】 	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長→運送事業者)		

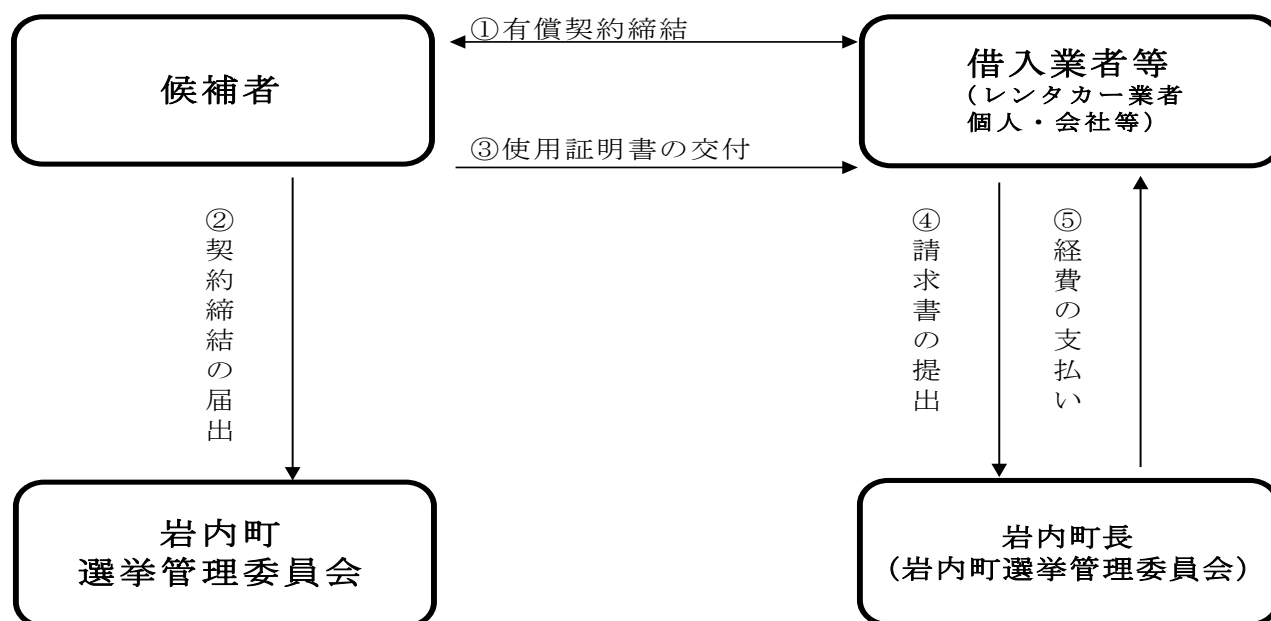
注) 1 供託物が没収される候補者の経費について、運送事業者は、町長へ④の請求を
することができません。

2-1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）
 （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し【見本（参考例）】	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号（その1）】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第4号（その1）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号（その1）】	
	請求内訳書 【様式第7号（別紙2の1）】	

選挙運動用自動車の使用
(自動車の借入れ ※個別契約)



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 【見本(参考例)】	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約 届出書【様式第1号(その1)】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者→借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自 動車)【様式第4号(その1)】	
④	請求書の提出 (借入業者等→町長)	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書(選挙運動用自動車の使 用)【様式第7号(その1)】 ・請求内訳書【様式第7号(別紙 2の1)】 	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長→借入業者等)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費について、借入事業者等は、町長へ④の請求をすることができません。

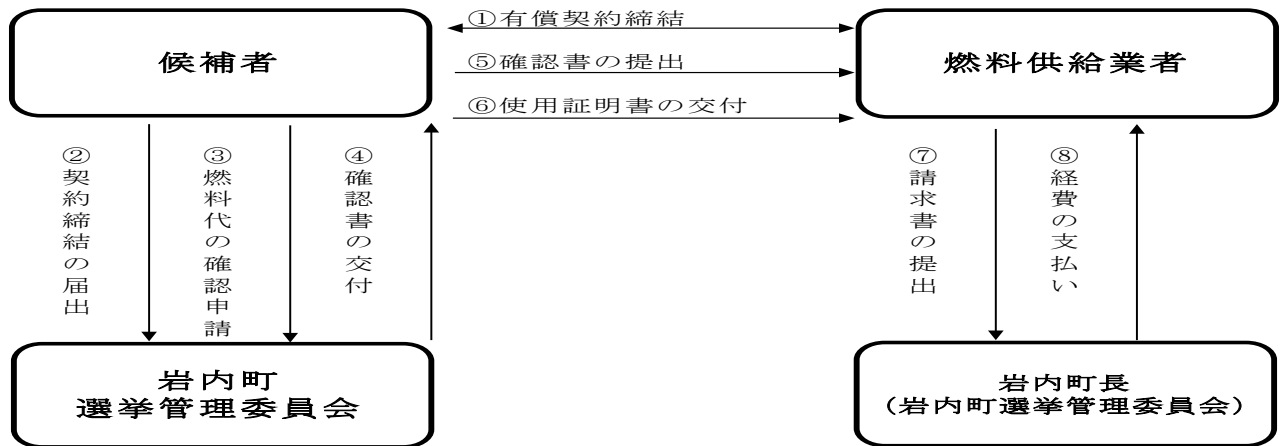
2-2 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し【見本（参考例）】	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号（その1）】	
請求の前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第2号（その1）】	
請求のとき	選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号（その1）】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第4号（その2）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第7号（その1）】	
	請求内訳書【様式第7号（別紙2の2）】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用 (燃料代 ※個別契約)



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 【見本 (参考例)】	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号 (その1)】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第2号 (その1)】	
④	確認書の交付 (町選管→候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号 (その1)】	
⑤	確認書の提出 (候補者→燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者→燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第4号 (その2)】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者→町長)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号 (その1)】 ・請求内訳書【様式第7号 (別紙2の2)】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長→燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費について、燃料供給業者は、町長へ⑦の請求をすることができません。

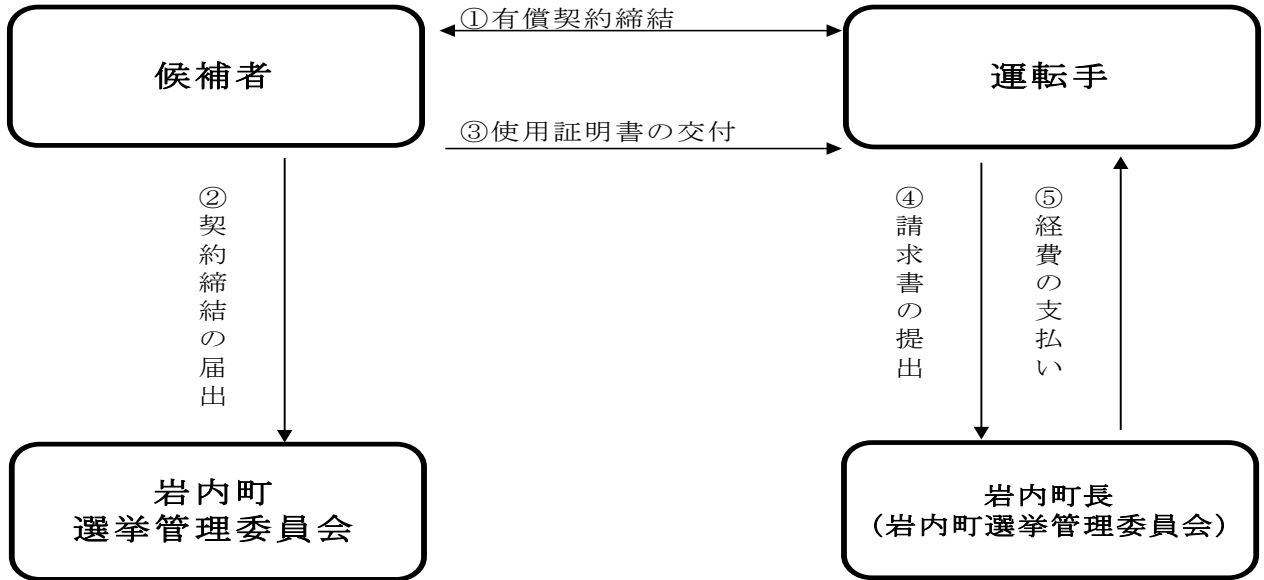
2-3 選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し【見本（参考例）】	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号（その1）】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第4号（その3）】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号（その1）】	
	請求内訳書 【様式第7号（別紙2の3）】	

選挙運動用自動車の使用
(運転手の雇用 ※個別契約)



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手契約書 【見本(参考例)】	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号(その1)】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者→運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第4号(その3)】	
④	請求書の提出 (運転手→町長)	・請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 ・請求内訳書【様式第7号(別紙2の3)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長→運転手)		

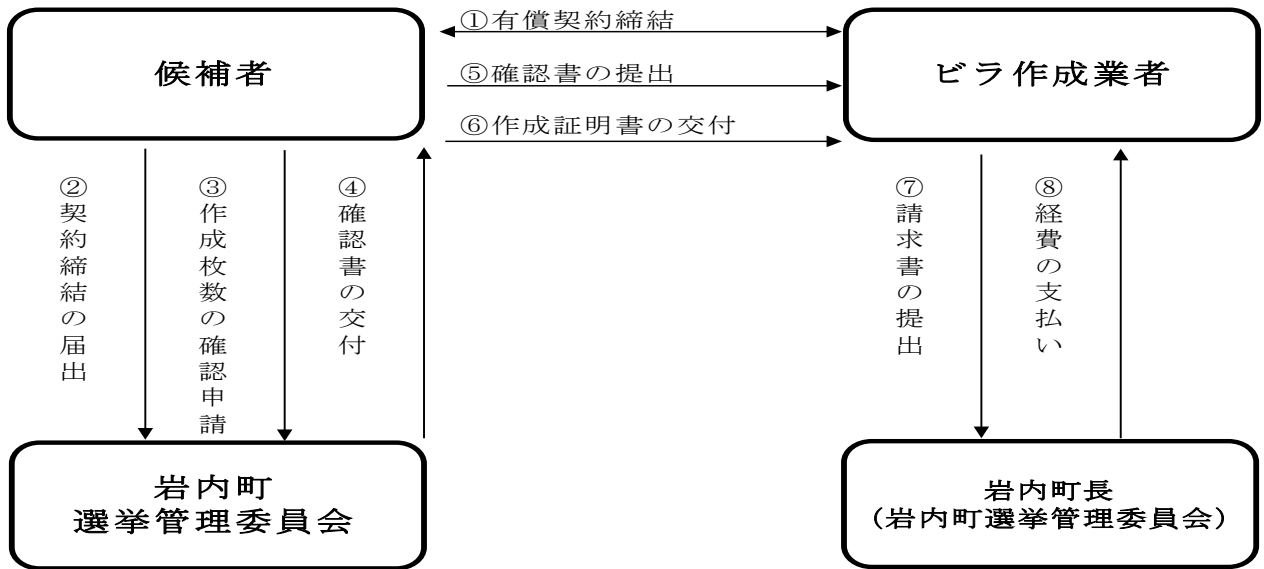
注) 1 供託物が没収される候補者の経費について、運転手は、町長へ④の請求をすることができません。

3 選挙運動用ビラの作成

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し【見本（参考例）】	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第1号（その2）】	
請求の前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第2号（その2）】	
請求のとき	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第3号（その2）】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第5号】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第7号（その2）】	
	請求内訳書 【様式第7号（別紙）】	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 【見本 (参考例)】	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第1号 (その2)】	①の契約書写し (仕様が記載された書面)
③	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第2号 (その2)】	
④	確認書の交付 (町選管→候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第3号 (その2)】	
⑤	確認書の提出 (候補者→ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者→ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第5号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者→町長)	・ 請求書 (選挙運動用ビラの作成) 【様式第7号 (その2)】 ・ 請求内訳書【様式第7号 (別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書 作成したビラの見本
⑧	経費の支払 (町長→ビラ作成業者)		

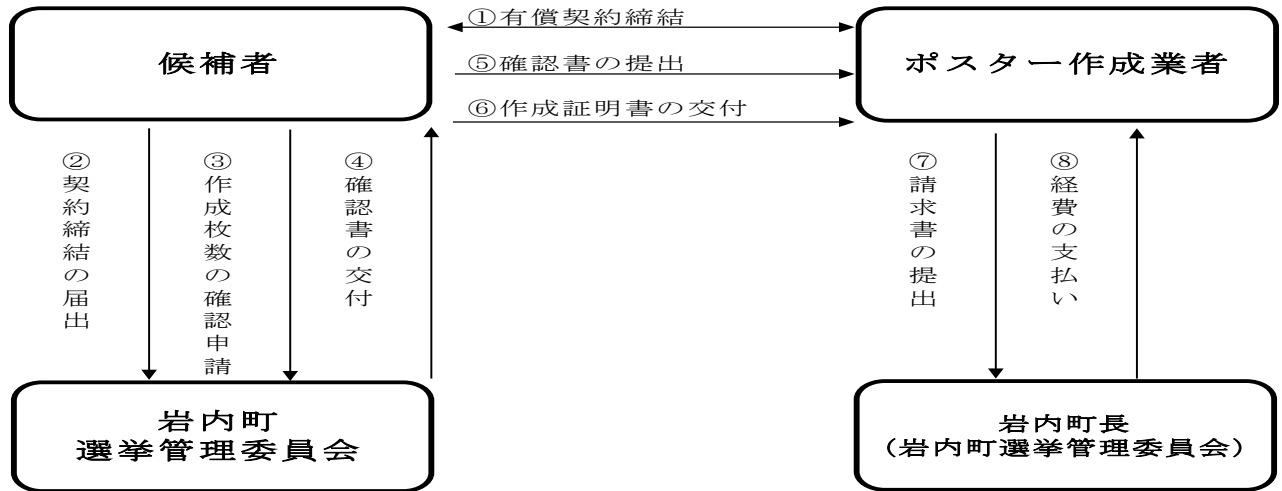
注) 1 供託物が没収される候補者の経費について、ビラ作成業者は、町長へ⑦の請求をすることができません。

4 選挙運動用ポスターの作成

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し【見本（参考例）】	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第1号（その3）】	
請求の前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第2号（その3）】	
請求のとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第3号（その3）】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第6号】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第7号（その3）】	
	請求内訳書 【様式第7号（別紙）】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 【見本 (参考例)】	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第1号 (その3)】	①の契約書写し (仕様が記載された書面)
③	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第2号 (その3)】	
④	確認書の交付 (町選管→候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第3号 (その3)】	
⑤	確認書の提出 (候補者→ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者→ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第6号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者→町長)	・請求書 (選挙運動用ポスターの作成)【様式第7号(その3)】 ・請求内訳書【様式第7号 (別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長→ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費について、ビラ作成業者は、町長へ⑦の請求をすることができません。

第3章 選挙運動費用の公費負担制度 Q&A

このQ&Aは、岩内町長選挙・岩内町議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、参考としていただくために作成したものです。

他の選挙とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

【1. 共通事項】

Q1 契約の締結にあたり「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

条例は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり定額負担ではありません。実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

それぞれの契約履行後に行ってください。
使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき作成するものなので、契約履行後 直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？

町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

【2. 自動車の借入れ】

Q1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。
候補者1人につき1台です。

Q2 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担の対象になりますか。

公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。
選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

Q3 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

公費負担の対象は、選挙運動用自動車の1台分のみです。

Q4 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか？

車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q5 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。
選挙運動期間前の借入代金は公費負担の対象外となるため、請求できません。
なお、無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

Q6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する期間はどのように記載したらよいですか。

選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

Q7 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額を教えてください。

自動車借入れに対する公費負担制度については、1日あたりの借入金額に対し公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1ヶ月で〇万円」といったように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を除した金額が対象となります。

Q8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

公費負担の性質上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのですか。

契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者及び、3親等内の姻族をいいます。

Q11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

【3. 燃料の供給】

Q1 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。

選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。

ただし公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗して得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。

請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q4 燃料供給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

ればよいですか。

【4. 運転手の雇用】

- Q1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

- Q2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象になりますか。

選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

- Q3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象になりますか。

公費負担の対象は、1日あたり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

- Q4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

- Q5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象になりません。

【5. 選挙運動用ビラの作成】

- Q1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。

公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Q2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。

- ・枚数…町長選挙 5,000 枚以内、町議会議員選挙 1,600 枚
- ・種類…2 種類以内
- ・規格…長さ 29.7 cm×幅 21 cm (A4 版以内) 両面印刷が可能
- ・記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷社の氏名及び住所を記載しなければなりません。
- ・証紙の貼付…頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q3 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。なお、これを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【6. 選挙運動用ポスターの作成】

Q1 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

ポスター作成業者とポスター作成契約をして、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。(金額、作成枚数には上限があります。) 例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q2 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか。

選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q3 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスター作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。なお、これを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

第4章 契約書及び各種様式の記載例

1. 契約書【見本】 候補者 ⇄ 契約業者等

選挙運動用自動車運送契約書（参考例）

岩内町（議会議員・長）選挙候補者 ○○（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社 ○○（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1. 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2. 使用車種及び登録番号

3. 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

4. 契約金額 金 円（税込）

（内訳 1日につき 円（税込） × 日間）

ただし3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

5. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき岩内町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が岩内町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6. その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 ※契約は告示日前でも可

甲 岩内町（議会議員・長）選挙候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名は不可。）

印

乙 住 所

名 称

代表者

印

選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考例）

岩内町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号

3 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

4 契約金額 金 円（税込）

（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）

ただし3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき岩内町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が岩内町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 ※契約は告示日前でも可能

甲 岩内町（議会議員・長）選挙候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住 所

名 称

代表者 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）

岩内町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇石油（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 供給する期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

2 供給場所

所在地 岩内町字〇〇〇△△番地

名称 株式会社〇〇石油

3 供給を受ける使用車種及び登録番号

4 契約金額

単価 1 リットルあたり 円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき岩内町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が岩内町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 ※契約は告示日前でも可能

甲 岩内町（議会議員・長）選挙候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住 所

名 称

代表者 印

選挙運動用自動車運転手契約書（参考例）

岩内町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

2 運転する期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、運転する期間を短縮することができる。

※立候補届出の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間内で記載

3 運転する車の車種及び登録番号

4 契約金額 金 円（税込）

（内訳 1日につき 円（税込）× 日間）

ただし2のただし書に該当するときは、1日の単価に運転した期間の日数を乗じて得た額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき岩内町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が岩内町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 ※契約は告示日前でも可能

甲 岩内町（議会議員・長）選挙候補者

住 所

氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住 所

名 称

代表者 印

選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

岩内町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。※候補者は候補者届出と一致させる。

- 1 品名
公職選挙法に定める選挙運動用ビラ
- 2 作成枚数 枚
※規格や数量を規定することも考えられる。
- 3 契約金額 金 円（税込）
(単価 円（税込）× 枚)
- 4 納入金額 年 月 日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき岩内町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が岩内町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日 ※契約は告示日前でも可能

甲 岩内町（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住 所
名 称
代表者 印

選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

岩内町（議会議員・長）選挙候補者〇〇（※戸籍名。通称名不可。）（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

- 1 品名
公職選挙法に定める選挙運動用ポスター
- 2 作成枚数 枚
※規格や数量を規定することも考えられる。
- 3 契約金額 金 円（税込）
(単価 円（税込）× 枚)
- 4 納入期限 年 月 日
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき岩内町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が岩内町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日※契約は告示日前でも可能

甲 岩内町（議会議員・長）選挙候補者
住 所
氏 名（※戸籍名。通称名は不可。） 印

乙 住 所
名 称
代表者 印